厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局発表
平成27年11月18日

滋賀労働局労働基準部
【過労運転防止関係】
監督課長　斉藤　将
専門監督官　倉橋　隆成
【労働災害防止関係】
健康安全課長　小林　弦太
課長補佐　澤　源二
電話：077－522－6649

トラック運送業務を発注する荷主関係団体に対し過労運転防止と労働災害防止の協力を要請

～近畿２府４県各労働局と近畿運輸局は連名で近畿圏の203団体に対し一斉に要請～

滋賀労働局（局長 辻 知之）を始めとする近畿２府４県各労働局と近畿運輸局（局長 天谷 直昭）は、貨物自動車運送事業(トラック運送事業)における長時間労働※1などによる過労運転防止と荷役作業で多く発生している労働災害防止※2を図るため、トラック運送業務を発注する近畿圏の203の荷主関係団体に対して、トラック運送事業者への発注条件などの配慮についての協力を連名で一斉に要請しました。（この協力要請は平成18年度から実施しています。）

滋賀県内においては、11月18日付けで一般社団法人滋賀経済産業協会をはじめ14団体※3に要請を行いました。

【協力要請のポイント】

○　過労運転防止と労働災害防止のためには、トラック運送事業者の取組に加え荷主の理解と協力が必要不可欠。

○　このため、以下の事項について協力を要請。

- **「トラック運転者の過労運転防止」のために**
  - 発注条件をあらかじめ明確にしたものするとともに、急な発注条件の変更がないようにすること。
  - トラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した無理のない到着時間を設定すること。また、到着時間の遅延が見込まれる場合は、到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応すること。
  - 手待ち時間を少なくすることができるよう、荷受け、積卸しの時間帯を設定すること等。
  - 法令を遵守しているトラック運送事業者を選定すること。
  - 輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進し、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結すること。
- **「労働災害防止」のために**
  - トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視を行うこと。
  - プラットホーム、荷台における墜落・転落防止ための施設・設備を用意すること等。

※１　トラック運転者の労働時間については、裏面の「１」参照。
※２　労働災害の発生状況については、裏面の「２」参照。
※３　協力要請を行った団体は、裏面の「３」参照。

【添付資料】　荷主団体への協力要請の文書の写し

ゼロ災滋賀

１ トラック運転者の労働時間

滋賀県内における運送業の平成 26 年の労働者１人平均年間実総労働時間は 1790 時間※１と、昨年(平成 25 年)の 1905 時間から 115 時間減少しました。労働時間が減少した要因は色々考えられるところですが、これまでの本件の協力要請やトラック運送事業者に対する集中的な監督指導※２などの取組が、労働時間の減少に寄与したものと考えています。一方で、運送業の労働時間は全産業の労働時間（平成 26 年:1776 時間）を上回っている状況にありますので、今後ともトラック運転者の労働条件の確保・改善に向けて、様々な対策を講じていきます。

※１ 「毎月勤労統計調査」事業所規模 30 人以上

※２ 平成 27 年 10 月 29 日付け報道発表資料参照【滋賀労働局ホームページに掲載】

２ 労働災害発生状況（詳細は別紙参照）

平成 26 年の滋賀県内におけるトラック運送業の労働災害（休業４日以上）は、150 件発生していますが、その内訳は、荷役作業中の災害が 117 件(78.0%)を占め、交通事故 11 件(7.3%)を大きく上回っている状況です。

また、荷役作業中の労働災害としては、墜落・転落が 42 件(35.9%)で最も多く、墜落・転落災害の発生場所としては、26 件(61.9%)が配送先(荷主等)で発生しています。

３ 協力要請を行った荷主団体

1 一般社団法人滋賀経済産業協会
2 滋賀経済同友会
3 滋賀県中小企業団体中央会
4 滋賀県商工会議所連合会
5 滋賀県商工会連合会
6 滋賀県商工団体連合会
7 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
8 滋賀県森林組合連合会
9 滋賀県砂利事業協同組合連合会
10 一般社団法人滋賀県建設業協会
11 滋賀県木材協会
12 一般社団法人滋賀県骨材協会
13 滋賀県砕石協同組合
14 一般社団法人滋賀県電業協会

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

＜参考:トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会＞

荷主、トラック運送事業者、学識経験者及び行政機関(近畿運輸局、滋賀労働局等)などの関係者から組織される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会」においても、今後、トラック運送業における取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた取組や諸対策の検討を行っていくこととしています。（詳細は別添の参考資料を参照）

別紙

表1　トラック運送業（道路貨物運送業・陸上貨物取扱業）の労働災害発生状況（平成26年）

休業4日以上の死傷災害		件数・割合（滋賀）
全産業		1,404
トラック運送業の休業４日以上の死傷災害	休業４日以上	150
	うち死亡災害	1
全産業に占めるトラック運送業の割合		10.7%
休業４日以上の死傷災害のうち、荷役作業中に発生したもの	墜落・転落	42
	はさまれ・巻き込まれ	13
	転倒	22
	激突	6
	動作の反動・無理な動作	21
	飛来・落下	7
	激突され	6
	その他荷役災害	0
	荷役作業災害	117
休業４日以上災害	交通事故	11
	その他	22

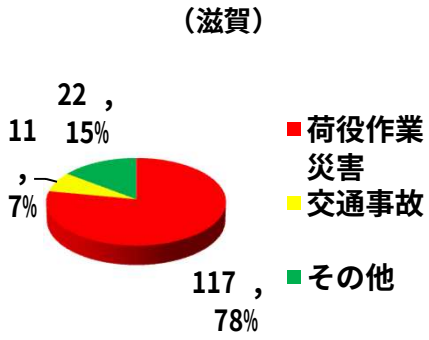

表2　トラック運送業における荷役作業の事故の型別災害発生状況（平成26年）

墜落・転落	はさまれ	転　倒	激　突	動作の反動等	飛来・落下	激突され	その他	合計	トラック運送業全体
42	13	22	6	21	7	6	0	117	150

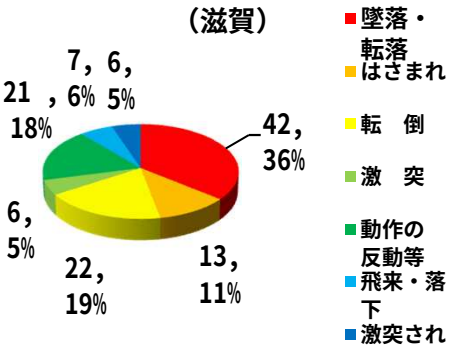

表3　トラック運送業における荷役作業中の墜落・転落による労働災害発生場所（平成26年）

配送先（荷主等）	自社	道路上	その他	合　計
26	11	2	3	42

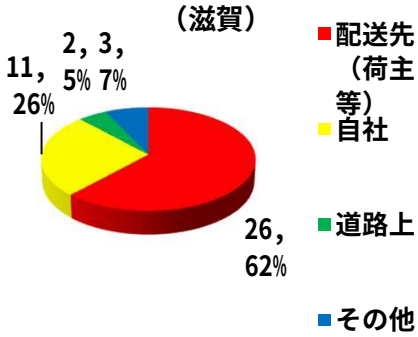

㊥

近運自監第９０９号
滋労発基１１１８第１号
平成 27 年 11 月 18 日

荷主関係団体　代表者　殿

近畿運輸局長

滋賀労働局長

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業
による労働災害防止について（協力要請）

平素は、国土交通行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業（トラック運送事業）は、国内の産業を支える基幹的な事業の一つとして、国民の生活に欠かせない役割を担っています。

しかし、その反面、トラック運送事業においては、

・労働時間が他産業と比較して長時間であり、過労運転が交通事故の要因の一つともなっている。

・労働災害の約７割が荷役作業中に発生し、その中でも最も多くを占める墜落・転落災害の約７割が、荷主等の配送先で発生している傾向が継続している。

という現状もみられます。（資料１参照）

これらの要因として集荷・配達時間等発注条件の制約や多重的な請負構造があることも指摘されており、トラック運送事業者のみの努力で改善することが困難な要因もあることから、近畿運輸局及び近畿２府４県各労働局では平成 18 年度から荷主の皆様の発注条件等の面での十分な配慮について御理解と御協力を要請しているところです。

また、本年度からは、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（国土交通省、厚生労働省）などにより構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び各都道府県に設置され、関係者が一体となって長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしており、既に同協議会においてトラック輸送の実態調査に着手しています。

同協議会では、今後、実態調査の検証結果を受けて、パイロット事業（実証実験）の実施や長時間労働改善ガイドラインの策定が行われる計画となっており、これら計画の円滑な推進のためには引き続き荷主の皆様の御協力が不可欠となります。

以上のような状況を斟酌いただき、別添の要請事項につきまして、特段の御理解と御協力を賜ると共に貴団体傘下の会員各社への周知方、よろしくお願い申し上げます。

別添

要請事項

1　トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、次の事項に配慮したものとしていただくこと。

(1)　発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。

(2)　無理のない到着時間の設定

①　安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。

②　到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」といいます（資料２参照）。）等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3)　荷受け、積卸し時間の設定

①　荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるように、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。

②　積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4)　トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定（G マーク）制度」がありますので、業者選定の際の参考の一つにしてください。

(5)　適切な運賃等の収受（燃料サーチャージ制の導入等）

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送事業における燃料サーチャージ制緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していただき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

2　労働災害の防止のために

(1)　安全管理体制

荷主等の安全管理者等の中から、荷役災害防止の担当者を指名していただき、トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視を行っていただくこと。

なお、連絡調整については、資料３の裏面「安全作業連絡書」を活用してください。

(2)　墜落防止対策

昇降設備、安全帯取付設備（親綱、フック等）の設置等プラットホーム、荷台における墜落・転落防止のための施設・設備を用意していただくこと。

(3)　フォークリフトによる労働災害防止対策

①　フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、見やすい場

所に掲示していただくこと。
② 通路の死角にはミラーを設置いただくこと。
③ フォークリフト走行場所と歩行通路を区分していただくこと。

参考
1．安全性優良事業所の認定（Gマーク）について
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html)
2．「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/common/001069396.pdf)
3．「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf)
4．「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/common/000021502.pdf)
5．「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf)
6．「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf)
7．「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html)
8．「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-2.html)

【問い合わせ先】
近畿運輸局　自動車監査指導部
電話番号０６－６９４９－６４４８
（担当：衣川、小田）
滋賀労働局労働基準部　監督課
電話番号０７７－５２２－６６４９
（担当：倉橋、笠原）

表１　トラック運送業（道路貨物運送業･陸上貨物取扱業）の労働災害発生状況（平成26年近畿）

休業4日以上の死傷災害		件数･割合（近畿）
全産業		19,006
トラック運送業の休業４日以上の死傷災害	休業４日以上	2,371
	うち死亡災害	20
全産業に占めるトラック運送業の割合		12.5％
休業４日以上の死傷災害のうち、荷役作業中に発生したもの	墜落･転落	607
	うち荷役作業中	531
	はさまれ･巻き込まれ	305
	うち荷役作業中	271
	転倒	340
	うち荷役作業中	239
	激突	188
	うち荷役作業中	146
	動作の反動･無理な動作	346
	うち荷役作業中	296
	飛来･落下	136
	うち荷役作業中	120
	激突され	131
	うち荷役作業中	117
	その他荷役災害	27
休業４日以上災害	荷役作業災害	1,747
	交通事故	169
	その他	455

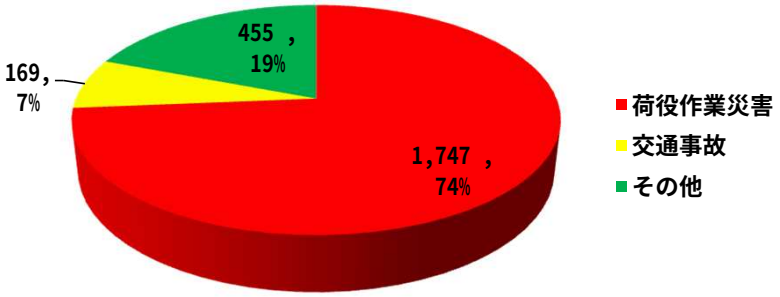

近畿２府４県の労働局では
「ゼロ災」をキャッチフレーズに
統一したロゴマークを定め
強力にスクラムを組んで
労働災害の撲滅を目指しています

表２　トラック運送業における荷役作業の事故の型別災害発生状況（平成26年近畿）

	墜落･転落	はさまれ	転　倒	激　突	動作の反動等	飛来･落下	激突され	その他	合計	トラック運送業全体
近畿	531	271	239	146	296	120	117	27	1,747	2,371

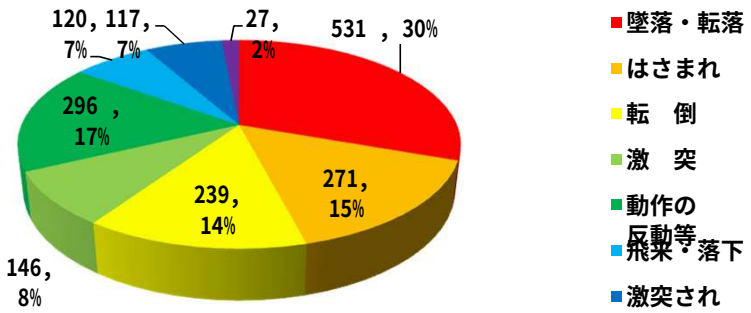

表３　トラック運送業における荷役作業中の墜落･転落による労働災害発生場所（平成26年近畿）

	配送先（荷主等）	自社	道路上	その他	合　計
近畿	395	117	10	9	531

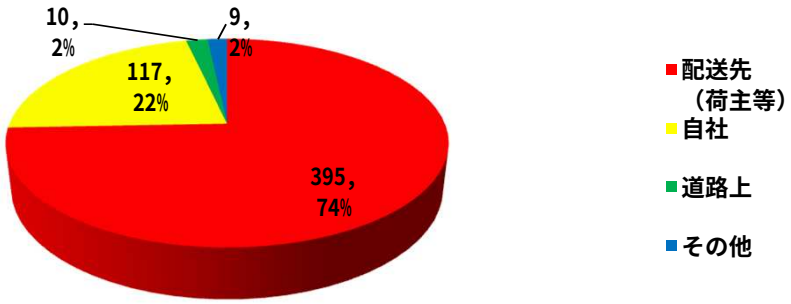

表４　トラック運送業における墜落･転落災害の死傷程度（平成26年近畿）

	4日以上2週未満	2週以上1か月未満	１か月以上2か月未満	2か月以上６か月未満	6か月以上	死亡	合計
近畿	64	134	167	219	22	1	607

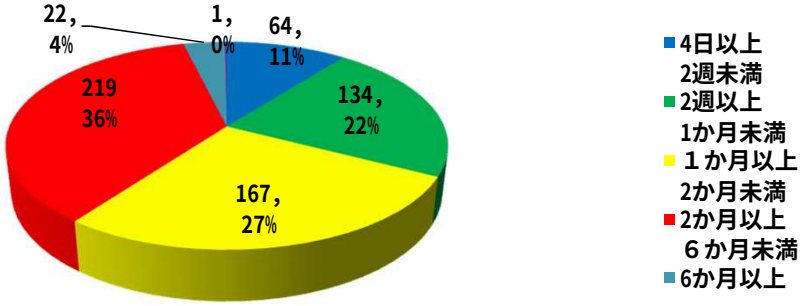

表１　トラック運送業（道路貨物運送業･陸上貨物取扱業）の労働災害発生状況（平成26年近畿･滋賀）

休業4日以上の死傷災害		件数･割合（近畿）	件数･割合（滋賀）
全産業		19,006	1,404
トラック運送業の休業４日以上の死傷災害	休業４日以上	2,371	150
	うち死亡災害	20	1
全産業に占めるトラック運送業の割合		12.5%	10.7%
休業４日以上の死傷災害のうち、荷役作業中に発生したもの	墜落･転落	607	48
	うち荷役作業中	531	42
	はさまれ･巻き込まれ	305	15
	うち荷役作業中	271	13
	転倒	340	25
	うち荷役作業中	239	22
	激突	188	8
	うち荷役作業中	146	6
	動作の反動･無理な動作	346	24
	うち荷役作業中	296	21
	飛来･落下	136	8
	うち荷役作業中	120	7
	激突され	131	8
	うち荷役作業中	117	6
	その他荷役災害	27	0
休業４日以上災害	荷役作業災害	1,747	117
	交通事故	169	11
	その他	455	22

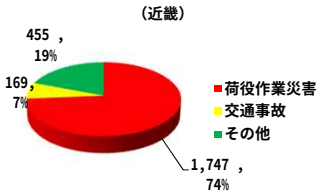

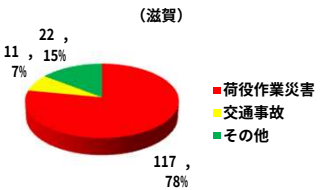

表２　トラック運送業における荷役作業の事故の型別災害発生状況（平成26年近畿･滋賀）

	墜落･転落	はさまれ	転　倒	激　突	動作の反動等	飛来･落下	激突され	その他	合計	トラック運送業全体
近畿	531	271	239	146	296	120	117	27	1,747	2,371
滋賀	42	13	22	6	21	7	6	0	117	150

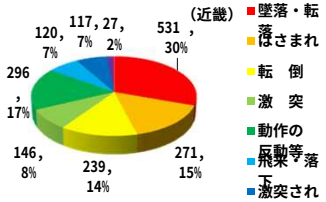

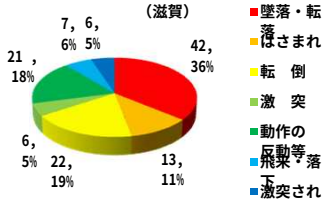

表３　トラック運送業における荷役作業中の墜落･転落による労働災害発生場所（平成26年近畿･滋賀）

	配送先（荷主等）	自社	道路上	その他	合　計
近畿	395	117	10	9	531
滋賀	26	11	2	3	42

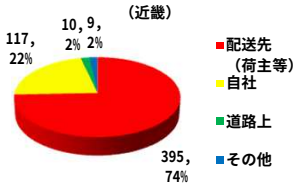

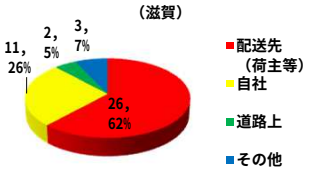

表４　トラック運送業における墜落･転落災害の死傷程度（平成26年近畿･滋賀）

	4日以上2週未満	2週以上1か月未満	1か月以上2か月未満	2か月以上6か月未満	6か月以上	死亡	合計
近畿	64	134	167	219	22	1	607
滋賀	8	7	12	20	1	0	48

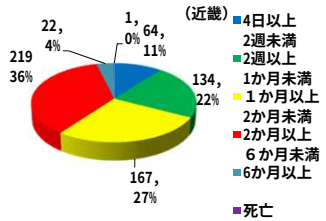

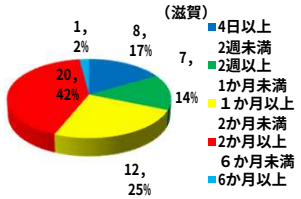

資料２

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要（トラック運転者）

区　分	主な内容
総拘束時間	1か月　293時間以内 （労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可）
最大拘束時間	1日　　原則13時間以内 延長する場合でも　最大16時間以内（15時間超えは1週2回まで）
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 （運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 （分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上）
特例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 ②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輌内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る）。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。 ④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。

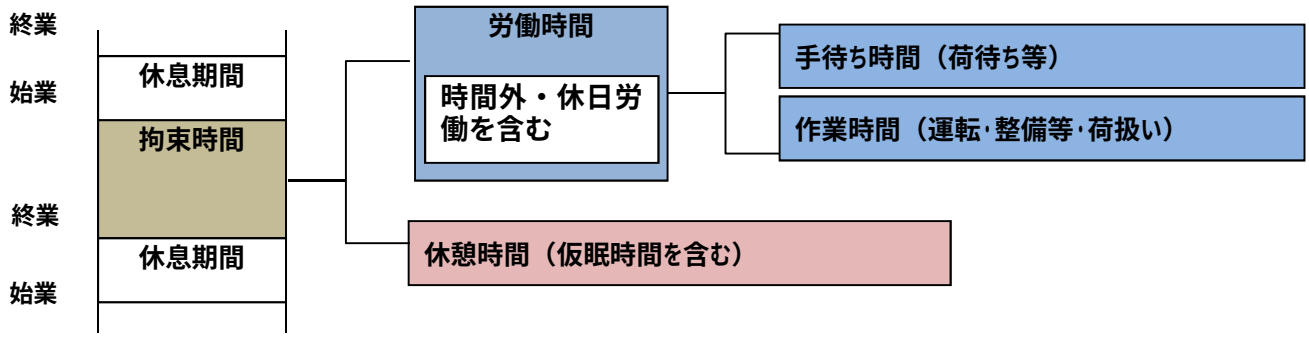

拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。
休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

荷主等（荷主、配送先、元請事業者）の皆様へ

資料3

荷の積み卸し作業（荷役作業）中に、労働者（陸運事業者のドライバーなど）の労働災害が多く発生しています。
荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、①作業場所の改善、②作業者への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積み卸し作業（荷役作業）は		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。 ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書(裏面参照）を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に		・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。 ・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとすること。
	①フォークリフト、クレーンなどを用いるか		
	②ロールボックスパレットを用いるか		
	③台車などを用いるか		
荷役作業を行う場所について　（その１：基本的事項（転倒防止の対策を含む。）））	荷の積卸し作業を行う場所は		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか		
	②作業に必要十分な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施してるか		
	④明るい場所か		
	⑤風・雨が当たらない場所か		
	⑥（ミラーの設置などによって）死角部分はないか		
荷役作業を行う場所について　（その２：特に墜落防止のための設備対策）	トラックの荷台からの墜落防止のために		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意してあるか		
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		・三点確保 ： 手足の４点のどれかを動かすときに残り３点で確保すること。
	①昇降設備（手すり付き）を用いているか		
	②三点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	荷台での作業時に		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③安全帯を使用しているか		
	④荷台端附近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		

厚生労働省・陸上貨物運送事業労働災害防止協会

安　全　作　業　連　絡　書　（例）

発地		着地	
積込作業月日	月　日（　）	取卸作業月日	月　日（　）
積込開始時刻	時　分	取卸開始時刻	時　分
積込終了時刻	時　分	取卸終了時刻	時　分
積込場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場　2. ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ 3. その他（　）	取卸場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場　2. ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ 3. その他（　）

荷		
積荷	品名	
	（危険・有害性）	有・無　（　）
	数量	
	総重量	kg（　kg/個）
	積付	1. バラ　2. ﾊﾟﾚﾀｲｽﾞ　3. その他（　）

積込作業			取卸作業		
	作業の分担	1. 荷主側　2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		作業の分担	1. 荷主側　2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役機械	有・無　1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ 2. その他（　）		使用荷役機械	有・無　1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ 2. その他（　）
免許資格等		1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　2. 玉掛け　3. はい作業 4. その他（　）	免許資格等		1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　2. 玉掛け　3. はい作業 4. その他（　）

その他特記事項　※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと

荷役労働災害防止に関する参考資料は、下記のホームページから入手できます！

荷役作業での労働災害を防止しましょう！【厚生労働省HP】
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-2.pdf

荷役ガイドラインのあらまし（リーフレット）【陸災防HP】
http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/niyaku-guideline_aramashi.pdf

荷役災害防止設備等の事例集（パンフレット）【陸災防HP】
http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/H26_niyaku_jireisyu.pdf

○ 昇降、作業場所を安全に

＜昇降設備、作業足場等の設置＞
① 荷台への昇降は、昇降設備、踏み台等を使用する。
② 荷や荷台、運転席への昇降（乗降）は、手足の三点確保を実行する。

○ 保護具等を着実に

＜保護具の使用＞
① 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
② 保護帽は墜落時保護用を着用する。
③ 滑りやすい場合は、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用する。

参考

トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会の概要

１　設置の理由

トラック運送事業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、学識経験者、荷主、事業者及び行政機関などの関係者が一体となって長時間労働の抑制とその定着を図る必要があるため。

２　会議の運営

別紙１「トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀地方協議会要綱」のとおり。

３　会議の進行状況

平成 27 年７月 27 日に第１回協議会を開催。現在、平成 28 年度以降のパイロット事業（実証実験）、ガイドラインの策定に向け、トラック運転者の実態調査の集計・分析を行っているところです。

※ 別紙２「トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ」参照

トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会委員名簿

（順不同・敬称略）

浜 崎　章 洋	大阪産業大学経営学部教授
坂 口　康 一	一般社団法人滋賀経済産業協会　会長
大 道　良 夫	滋賀県商工会議所連合会　会長
上　西　　保	滋賀県商工会連合会　副会長
安 田　昌 生	滋賀県中小企業団体中央会　副会長
淺 野 邦 彦	滋賀県倉庫協会　会長
生 駒　弘 信	株式会社アヤハディオ　取締役　管理本部　本部長
安 河 内　章	キリンビール株式会社　滋賀工場　総務広報担当部長
田　中　　亨	一般社団法人滋賀県トラック協会　会長
甲 斐 切　稔	一般社団法人滋賀県トラック協会　副会長
中 嶋　克 樹	センコー株式会社　常務理事・京滋主管支店長
山　田　　清	日本労働組合総連合会滋賀県連合会　会長
矢 田　收 宏	全日本運輸産業労働組合滋賀県連合会　執行委員長
辻　　知　之	滋賀労働局長
戸 田　美 和	近畿経済産業局　産業部長
土 屋　知 省	近畿運輸局長
井 尻　憲 司	近畿運輸局　滋賀運輸支局長

別紙１

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
滋賀県地方協議会要綱

（名称）

第１条　本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

２．協議会には、委員の互選により座長を置く。

３．座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第４条　協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（１）トラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（２）取引環境の改善に向けた取組に関すること

（３）その他

（協議会）

第５条　協議会は、必要に応じて座長が召集する。

２．座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

３．協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第６条　協議会には、第４条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「ＷＧ」という。）を置くことができる。

２．ＷＧは、座長が指名した委員等により構成する。

（事務局）

第７条　協議会の運営に関する事務は、厚生労働省滋賀労働局労働基準部監督課、国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局企画輸送･監査部門及び一般社団法人滋賀県トラック協会が共同で行うものとする。

（その他）

第８条　これに定めるもののほか､協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し､決定する。

（附　則）　この規約は、平成２７年７月２７日から施行する。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

別紙2

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置 協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定　等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業（実証実験）の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ 更なる対策の検討